

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員 友広 巖  
同 曾田 聡  
同 古林 照己  
同 正司 尚義

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 5 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 5 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

## 5 過年度における運用上の重大な不備事案に関する意見

令和元年度に実施した条例改正の規定漏れについて、運用上の重大な不備があったとの報告があった。

これは、条例に根拠規定がないまま4年以上にわたり過大に課税していたもので、還付金により県に大きな経済的不利益を生じさせただけでなく、正確であるはずの県条例や規則に対する県民の信頼を失墜させる重い問題であると、厳しく受け止めなければならない。

特に、このたびの山口県税賦課徴収条例における規定漏れは、県税収入により県政が成り立っていることを考えると、同様の事案を二度と起こさないための対策を講じる必要がある。

県では、把握された本不備事案を受けて、組織的なチェック体制を強化するとともに、研修を実施する等再発防止の取組を行ったところであるが、他の条例や規則においても類似の事案が発生することがないようにリスク管理は不断に行う必要があると考える。

条例や規則の改正漏れに対する再発防止については、リスク対応策を確実に実施するとともに、現在の対応策で十分か検証を行いながら、適切な再発防止策の整備に努められたい。